

令和 7 年 9 月 京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会 報 告 事 項

建設交通部

- ・ 丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について
- ・ 由良川水系由良川上流圏域河川整備計画の変更について（中間案）
- ・ 由良川水系由良川下流圏域河川整備計画の変更について（中間案）
- ・ 京都府建築物耐震改修促進計画の改定について（中間案）
- ・ 京都府流域下水道事業経営戦略の中間見直しについて（中間案）
- ・ 建設交通部所管施設における指定管理者の選定について

丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について

令和 7 年 9 月
農 林 水 産 部
建 設 交 通 部

1 趣旨

「丹後沿岸海岸保全基本計画」（平成 17 年 9 月策定、平成 30 年 7 月変更）は、海岸法に基づき、国が定める基本方針に沿って京都府が策定する基本計画であり、本計画に基づき海岸保全施設の整備等を実施することとしている。

この度、国の基本方針の変更に伴い、近年の気候変動による海面水位上昇などの影響を踏まえ、丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会を設置し、計画を見直すもの。

2 対象範囲

福井県境界から兵庫県境界に至る、舞鶴市・宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町の 3 市 2 町にまたがる延長約 317km の海岸線。

3 現行計画の概要

①防護水準の設定

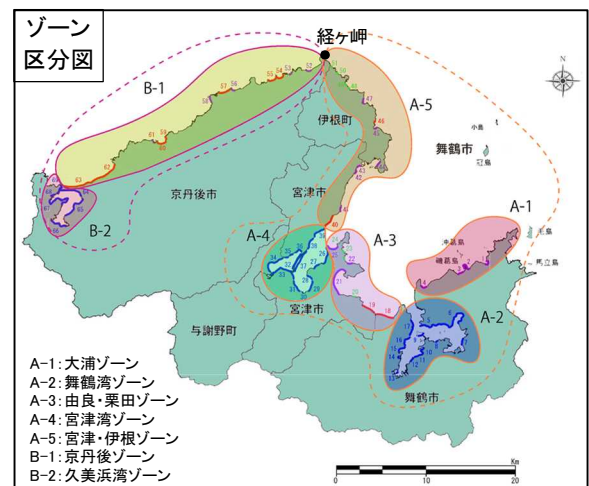
海岸及びその背後地の住民の生命や財産を守るため、高潮や津波等に対する堤防高さ等を設定。

②ゾーン区分ごとの整備方針

自然条件・社会経済条件・生活文化圏等を踏まえ、対象範囲を 7 つのゾーンに区分し、ゾーンごとに「防護」・「環境」・「利用」に関する整備方針を設定。

③海岸保全施設の配置計画

堤防や離岸堤などの配置計画を作成するとともに、沿岸の土地利用状況等を明示。



4 計画変更の方向性

近年の気候変動により、平均気温が約 2℃上昇した場合に想定される海面水位の上昇等の影響を踏まえ、高潮や津波等の防護水準を見直すとともに、整備方針や海岸保全施設の配置計画等を再検討し、気候変動を考慮した基本計画に変更する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年度	9 月定例会	概要報告
	2 月定例会	中間案報告
		その後、パブリックコメントの実施
令和 8 年度	6 月定例会	最終案報告
	7 月下旬	主務大臣へ提出

由良川水系由良川上流圏域河川整備計画の変更について（中間案）

令和 7 年 9 月
建設 交通 部

1 趣旨

一級河川由良川水系の高屋川^{たかやがわ}、大朴川^{おぼそがわ}、須知川^{しゅうちがわ}については、令和 4 年 7 月に発生した豪雨により浸水被害が発生したことから、抜本的な河川改修を行うため、平成 19 年 8 月に策定した「由良川水系由良川上流圏域河川整備計画」の一部を変更する手続きを進めてきた。

この度、由良川水系・二級水系河川整備計画検討委員会の御意見もいただき、河川整備計画の中間案（変更原案）をとりまとめ、パブリックコメント等を予定しているので、報告するもの。

2 主な変更点（案）

現行計画に定められた高屋川^{はたがわ}（畑川合流点下流区間）に加えて、高屋川（畑川合流点上流区間）、大朴川、須知川を追加する。

3 由良川上流圏域河川整備計画 変更原案の概要

(1)計画の対象期間：変更から 30 年間（社会状況等の変化により、適宜見直しを行う）

(2)整備目標と対象河川（重点整備河川）

■高屋川（畑川合流点上流部）

5 年確率規模の流下能力（概ね 5 年に 1 回程度の降雨による洪水を安全に流下させる能力）を満たすために必要な区間（総延長 L=約 6,290m）を新規に追加。

■大朴川

5 年確率規模の流下能力（概ね 5 年に 1 回程度の降雨による洪水を安全に流下させる能力）を満たすために必要な区間（総延長 L=約 1,200m）を新規に追加。

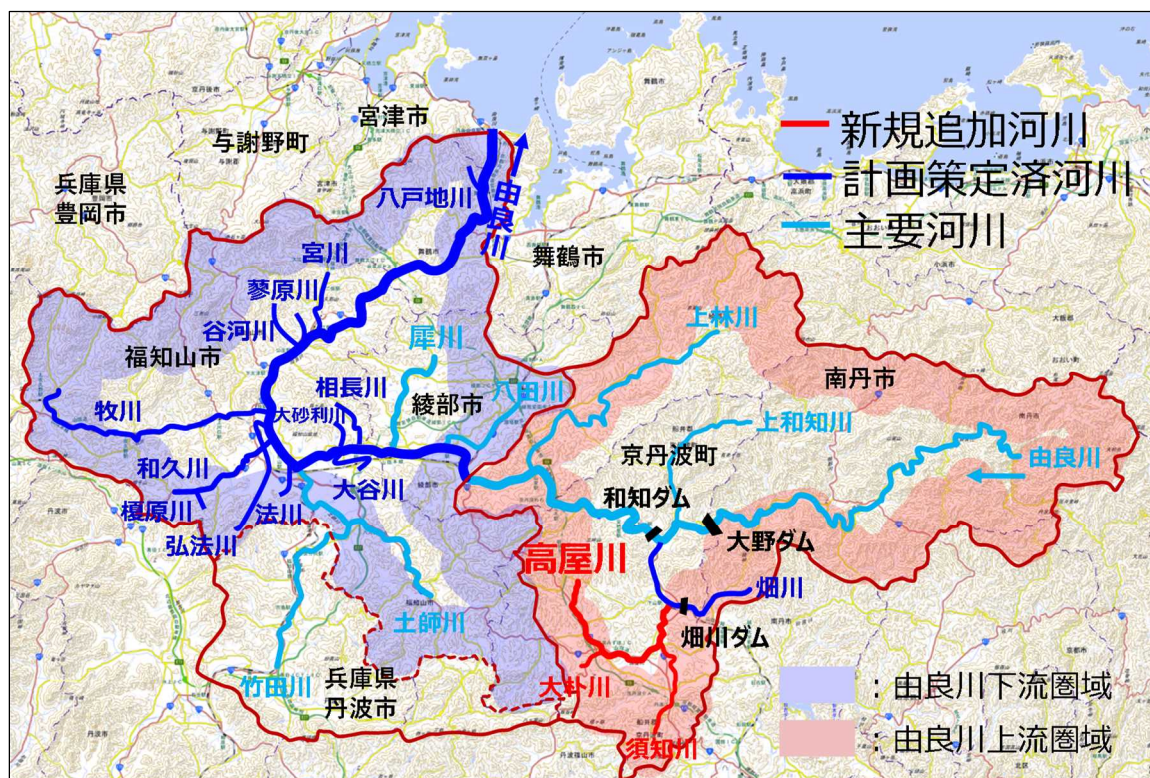
■須知川

5 年確率規模の流下能力（概ね 5 年に 1 回程度の降雨による洪水を安全に流下させる能力）を満たすために必要な区間（総延長 L=約 5,100m）を新規に追加。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年度	9 月定例会	中間案（変更原案）報告
		その後、パブリックコメントの実施
	12 月定例会	最終案報告
	1 月下旬	国土交通省へ認可申請
	3 月下旬	認可予定

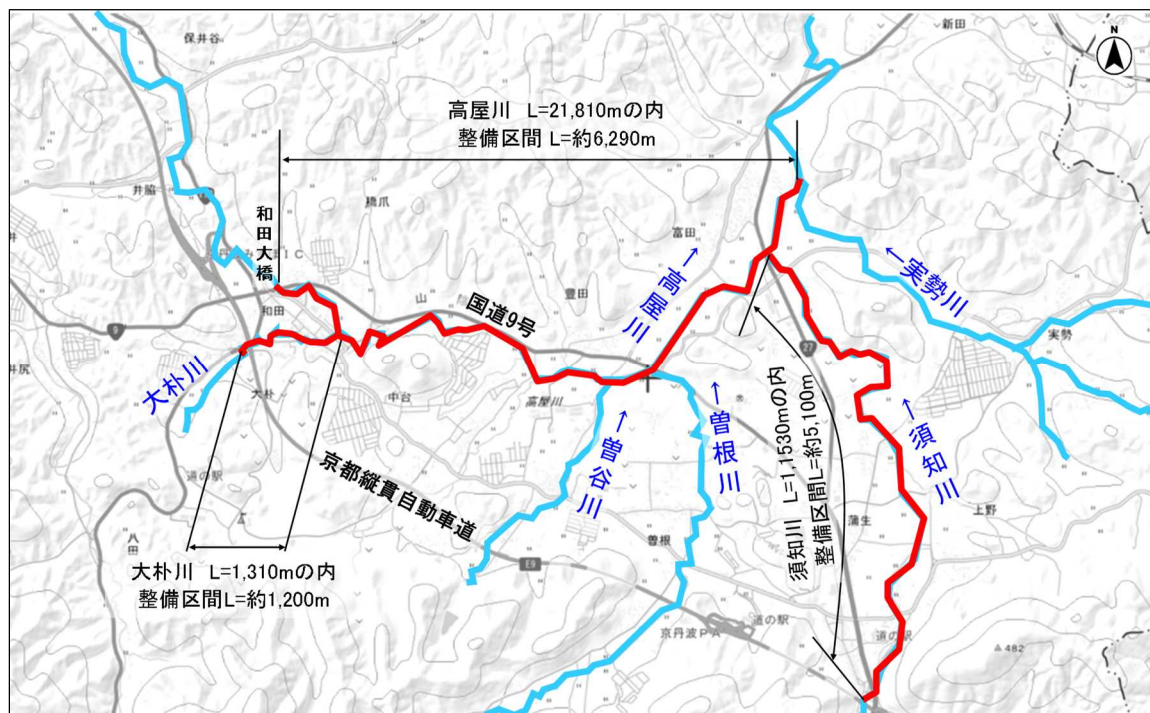
■由良川上流圏域位置図



■新たな改修区間を整備対象に加える河川

【高屋川（畑川合流点上流区間）、大朴川、須知川】

5年確率規模の流下能力（概ね5年に1回程度の降雨による洪水を安全に流下させる能力）を満たしていない区間を解消するため、実勢川合流点から和田大橋まで（総延長L=約6,290m）を新規に追加。



由良川水系由良川下流圏域河川整備計画の変更について(中間案)

令和 7 年 9 月

建設 交通 部

1 趣旨

一級河川由良川水系の^{さいかわ}犀川については、令和 5 年 8 月に発生した台風第 7 号に伴う豪雨により浸水被害が発生したことから、抜本的な河川改修を行うため、平成 24 年 4 月に策定した「由良川水系由良川下流圏域河川整備計画」の一部を変更する手続きを進めてきた。

この度、由良川水系・二級水系河川整備計画検討委員会の御意見もいただき、河川整備計画の中間案（変更原案）をとりまとめ、パブリックコメント等を予定しているので、報告するもの。

2 主な変更点(案)

現行計画に定められた 12 河川に加えて、犀川を追加する。

3 由良川下流圏域河川整備計画 変更原案の概要

(1)計画の対象期間：変更から 30 年間（社会状況等の変化により、適宜見直しを行う）

(2)整備目標と対象河川（重点整備河川）

■犀川

10 年確率規模の流下能力（概ね 10 年に 1 回程度の降雨による洪水を安全に流下させる能力）を満たすために必要な区間（総延長 L=約 9,800m）を新規に追加。

4 今後のスケジュール(予定)

令和 7 年度	9 月定例会	中間案（変更原案）報告
		その後、パブリックコメントの実施
	12 月定例会	最終案報告
	1 月下旬	国土交通省へ認可申請
	3 月下旬	認可予定

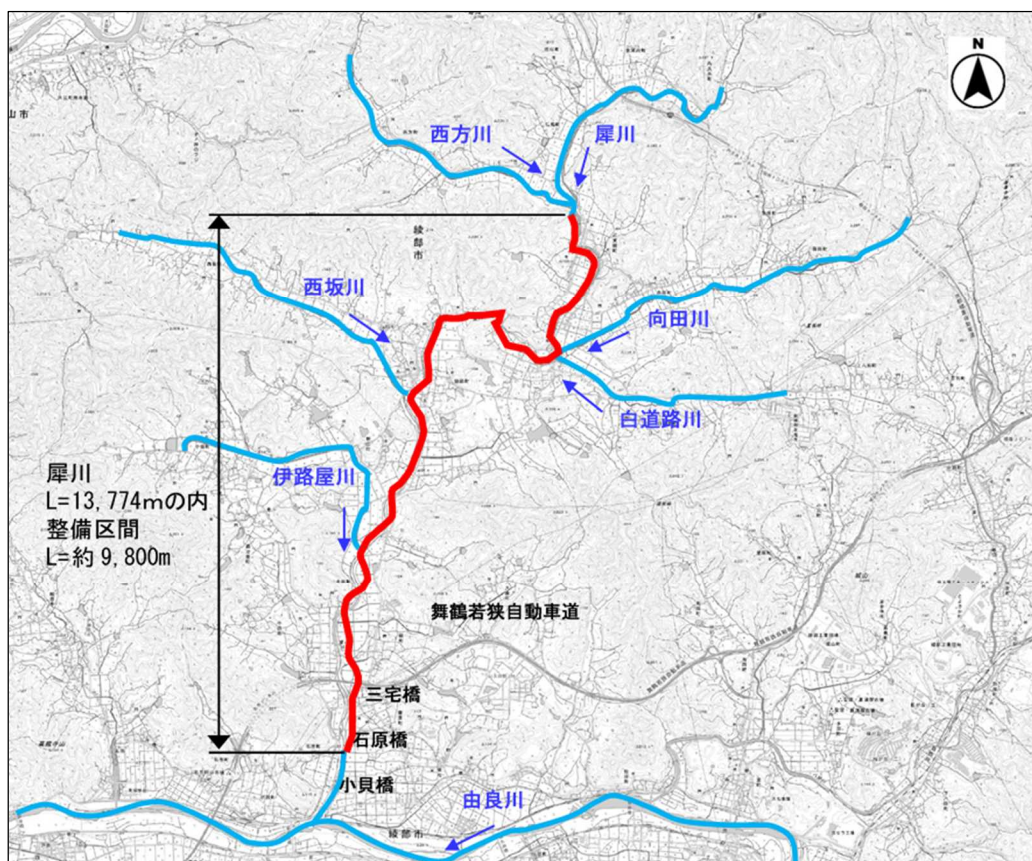
■由良川下流圏域位置図



■新たな改修区間を整備対象に加える河川

【犀川】

10年確率規模の流下能力（概ね10年に1回程度の降雨による洪水を安全に流下させる能力）を満たしていない区間を解消するため、石原橋から西方川合流点まで（総延長L=約9,800m）を新規に追加。



一級河川 由良川水系

由良川上流圏域河川整備計画（変更）

中間案（変更原案）

令和7年9月

京 都 府

目 次

第1章 河川整備計画の目標に関する事項.....	1
1.1 圏域及び河川の概要	1
1.2 圏域の現状と課題	4
1.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	4
1.2.2 河川の利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題	6
1.2.3 河川環境に関する現状と課題.....	6
1.3 河川整備計画の目標に関する事項.....	8
1.3.1 計画対象区間	8
1.3.2 計画対象期間	8
1.3.3 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標	8
1.3.4 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標	8
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標.....	9
第2章 河川の整備の実施に関する事項	
2.1 河川工事の目的、種類及び施工場所.....	10
2.1.1 高屋川（畑川合流点下流区間）、畑川及び畑川ダム（京丹波町下山）	10
2.1.2 高屋川（畑川合流点上流区間）	13
2.1.3 大朴川	14
2.1.4 須知川	16
2.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所.....	18
2.2.1 河川の維持の目的.....	18
2.2.2 河川の維持の種類、施工の場所.....	18
第3章 その他河川整備を行うために	
3.1 住民と連携した河川管理	19
3.2 地元市町と一体的な防災対策の推進.....	19
3.3 流域治水の推進.....	20
3.4 豊かな自然環境との触れあい.....	21
3.5 由良川上流圏域の健全な水環境に向けての取り組み	21

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.1 圏域及び河川の概要

由良川は、その源を京都、福井、滋賀の府県境付近の杉尾坂に発し、棚野川、高屋川、上林川をはじめとする支川を合わせながら東から西に流下し、福知山市において土師川が合流したのち大きく湾曲して流路を北東に変え、舞鶴市と宮津市との市境において日本海に注ぐ、幹川流路延長 146km、流域面積 1,880km² の一級河川である。

由良川上流圏域は、由良川（京都府管理区間：新綾部大橋から上流約 700m 地点から上流区間）とその支川 38 河川からなる流域面積 798.9km² の圏域であり、由良川流域全体の約 4 割強を占め、3 市 1 町（京都市、綾部市、南丹市、京丹波町）にまたがっている。

圏域の約 7 割は山地が占め、由良川沿川に発達した河岸段丘や、高屋川流域の丹波高原など残り 3 割が平地となっている。また、圏域の東南部では由良川水系と淀川水系の分水嶺の一部が幅 700m の平坦な谷中分水界となっており、かつては現在の淀川水系の一部の河川が、由良川に注いでいたことを物語る特徴的な地形を示している。圏域の地質は、古生代から中生代（2 億 5 千万年前～1 億 5 千万年前）に形成され、硬く固結した丹波帯が広く分布している。植生は、圏域内の比較的低標高部にはコナラ、アカマツ群落が広がり、高標高部にはスギ等が見られる。さらに、由良川上流部には特定植物群落に指定されている芦生の原生林が広がっている。

圏域は日本海式気候と瀬戸内式気候の中間に位置し、内陸性の気候特性を示している。年平均気温は、圏域の中央部に位置する美山観測所において 13℃程度で、夏季平均は 24～26℃、冬季には 0℃程度まで低下する。年降水量は 1,500～1,900mm 程度で、圏域の北部から南西方向に移るに従い減少する傾向にある。

圏域を構成する市町の人口（令和 2 年時点）は約 5.7 万人で、近年は穏やかな人口減少にあり、また、圏域内の産業別就業者率は、第一次産業が約 16.6%、第二次産業が約 26.4%、第三次産業が約 57.0%となっており、第一次産業の比率が年々低下している。

圏域の南西部には、国道 9 号、27 号、JR 山陰本線など京都の南北を結ぶ重要な交通網が通過し、比較的交通環境に恵まれていることから、京阪神と日本海を結ぶ交通の要衝となっている。

圏域には、西乗寺（南丹市美山町）、大福光寺（京丹波町）、光明寺、照福寺（綾部市）などの古刹もあり、特に光明寺の二王門は 1248 年の建立で、国宝に指定されているほか、神社では、九手神社（京丹波町）の本殿が重要文化財に指定されている。

また、南丹市美山町^{きた}北にある “かやぶきの里” は、由良川の北側河岸段丘に形成された茅葺き屋根の家屋が多く点在する山村集落で、日本の原風景を今も伝える地区として国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



由良川上流圏域の位置図

由良川上流圏域河川整備計画対象河川一覧表

河川名(合計値は河川数)					流域面積 (km ²)	河川延長 (km)
本川	一次支川	二次支川	三次支川	四次支川		
由良川					224.7	70.1
	上林川				159.7	33.7
		井根川			5.7	1.9
		浅原川			6.3	2.3
		畑口川			27.1	8.4
			木住川		4.0	1.3
			睦志川		4.2	1.5
		山内川			2.1	1.4
		草壁川			13.1	2.7
		古和木川			34.1	8.5
			稲早谷川		9.3	1.5
	高屋川				153.3	21.8
		質美川			17.5	6.1
		畑川			22.9	9.1
		実勢川			8.8	3.5
		須知川			29.3	11.5
			水戸川		3.9	2.1
		曾根川			10.1	6.5
		曾谷川			3.1	2.1
		大朴川			3.2	1.3
		水呑川			5.9	2.2
	上和知川				56.0	10.2
		西河内川			11.5	3.1
	川谷川				13.4	2.7
	棚野川				86.0	12.2
		砂木谷川			7.7	1.9
		西川			23.4	5.6
			神谷川		3.5	0.9
				下谷川	2.8	0.4
		山森川			17.6	4.3
			太田川		5.0	0.3
	原川				21.8	5.3
	深見川				7.5	3.6
	知見谷川				23.8	5.6
		西畑川			8.0	2.6
			小畠川		3.8	0.9
	河内谷川				17.7	3.1
	佐々里川				35.0	6.2
		中ノ谷川			4.7	1.5
1	10	20	7	1	798.9	269.9
河川数計39						

1.2 圏域の現状と課題

1.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

(1) 治水事業の経緯

由良川本川の本格的な改修事業は、戦後間もない昭和 22 年に直轄事業として着手され、綾部から福知山までの築堤・護岸工事を中心に進められた。

その後、昭和 28 年 9 月の台風 13 号出水に鑑み、昭和 33 年の総体計画や新河川法の施行に伴い昭和 41 年に策定された工事实施基本計画では、福知山地点での基本高水のピーク流量を $6,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、上流の大野ダム（昭和 36 年完成。現在、京都府で管理）により $900\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行うこととされた。これらの計画にもとづき、福知山や綾部など中流部においては築堤工事や河道掘削がすすめられるとともに、福知山市内の内水対策として、支川改修や排水機場の整備が順次行われた。また、下流部においては、低水路部の拡幅掘削工事が行われるとともに、平成 2 年より輪中堤整備や宅地嵩上げを行う水防災対策事業が開始された。現在、由良川水系河川整備基本方針（平成 11 年策定、令和 5 年変更）、由良川水系河川整備計画（平成 15 年策定、25 年変更）に基づき、引き続き中流部を堤防整備するなど対策が進められているところである。

一方、京都府が管理している本圏域内の河川では、これまで河川災害復旧事業や河川局部改良事業などによる改修工事が順次行われてきた。

由良川本川（京都府管理区間）においては、昭和 34 年の伊勢湾台風による出水などを契機として、昭和 35 年度から 37 年度にかけて、疎通能力の低い南丹市美山町中地先において河川局部改良事業が実施された。

昭和 28 年の台風 13 号により甚大な被害が発生した上林川では、その後の河川災害復旧助成事業や河川災害関連事業、昭和 36 年度から河川局部改良事業、さらには昭和 38 年度から昭和 61 年度まで小規模河川改修事業等一連の改修が完了しているところである。

また、平成 19 年の由良川下流圏域河川整備計画の策定以降、畑川ダムの整備を進め、平成 25 年に供用開始した。さらに高屋川及び畑川については、畑川ダム下流区間において河川改修が概ね完了した。

(2) 治水に関する現状と課題

圏域内の河川では、昭和 28 年以降の度重なる災害などを契機に、これまで災害復旧関連事業や河川局部改良事業等によって河川改修が行われてきたが、依然として全体的に河川の疎通能力は低く、近年においても令和 4 年 7 月豪雨による出水をはじめ、河川氾濫による人家等の浸水被害がしばしば発生している。

こうした状況を踏まえ、本圏域の河川においては、人家の浸水被害の軽減を早期に図るため、重点的かつ効率的に治水対策を進めていく必要がある。

圏域内の主な洪水記録一覧表

	年月日	要 因	被害状況	
			浸水面積(ha)	浸水戸数(棟)
1	S28.9.22～9.26	台風第13号	—	7,765*
2	S34.9.23～9.26	台風第15号 (伊勢湾台風)	—	6,905*
3	S38.6.2～6.6	梅雨前線豪雨	330	0
4	S40.9.17～9.18	台風第24号	4,654	11
5	S45.6.10～7.18	梅雨前線及び 台風第2号	52	0
6	S47.6.6～7.23	台風第6,7号 及び台風第9号	38.5	33
7	S47.9.6～9.19	豪雨及び台風第20号	67.8	15
8	S50.9.16～9.24	豪雨	0.3	6
9	S54.9.24～10.1	台風第16号と豪雨	45.5	0
10	S57.7.5～8.3	豪雨、落雷 風浪と台風第10号	61.2	6
11	S58.9.24～9.30	台風第10号	234	37
12	S60.5.27～7.24	台風第6号及び豪雨	21.8	3
13	S61.7.9～7.17	台風第8号	13.45	3
14	H1.8.31～9.16	豪雨	0.05	0
15	H2.9.11～9.20	台風第19号	452.17	29
16	H10.9.18～9.26	豪雨及び 台風第6～7号	0.32	34
17	H12.10.31～11.3	豪雨	0.02	1
18	H16.10.19～10.20	台風第23号	71.73	128
19	H25.9.14～9.17	台風第18号	104	86
20	H26.7.29～8.12	豪雨及び 台風第11～12号	22	11
21	H29.10.19～10.24	台風第21号	382	55
22	H30.6.26～7.9	梅雨前線及び 台風第7号	146	25
23	R4.7.1～7.6	豪雨及び 台風第4号	0.8	13

出典：水害統計

※ 由良川水系河川整備計画（直轄管理区間）の資料より転載（典拠は「各市町村史等」）しており、由良川下流部の被害状況を含む。

1.2.2 河川の利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題

本圏域は豊かな自然環境に恵まれており、圏域内河川の沿川にも美しい景観や手付かずの自然環境が多く保持されている。

圏域内の河川では、由良川の京丹波町本庄地区や大野ダム貯水池周辺などにおいて、公園的な整備や利用がなされているものの、多くは豊かな自然環境の中で、アユ釣りやカヌー下りなど川との直接的な触れ合いを楽しむ利用がなされている。

本圏域の主要河川である由良川は流況が比較的豊かであり、特に、戦後にはその豊かな水量を利用した発電利用が行われるようになり、大野ダム（京都府）、和知ダム・由良川ダム（関西電力）において水力発電が行われている。また、かんがいのための利用も多く行われているところであり、特に丹波高原が広がる高屋川や、沿川に比較的平坦な地形が広がる上林川及び棚野川での利用が多くなっている。

本圏域内では、平成6年渇水を除き、河川水の減少に起因した大きな渇水被害は発生していないものの、旧丹波町や旧瑞穂町などでは、沢水や地下水を主な水源とした簡易水道が、昭和61年、平成2年、平成6年など断水を伴う渇水被害にしばしば見舞われていたが、平成25年の畑川ダム供用開始に伴い、旧京丹波町域では安定的な取水が可能となった。しかしながら、旧瑞穂町域など上流域では水源地の保全が必要となっている。

今後とも、現況の自然豊かな河川環境が損なわれることのないよう、河川空間あるいは河川水の適正な利用に一層努めていくことが期待されている。

1.2.3 河川環境に関する現状と課題

圏域内河川において、平成28年度に行われた河川水辺の国勢調査や第5回自然環境保全基礎調査によれば、オヤニラミ、ズナガニゴイ、アカザ（ともに府絶滅危惧種）やアジメドジョウ（府絶滅寸前種）などの貴重な魚類のほか、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ、ハコネサンショウウオ（府絶滅寸前種）やヒダサンショウウオ（府準絶滅危惧種）など貴重な両生類の生息が確認されている。

また、圏域上流（芦生・地井・安掛）は日本の重要湿地（環境省）にも選定され、多様な溪流性の在来魚類が生息している。

また、圏域内河川の水質は良好であり、環境基準の類型指定がなされている由良川（大野ダム上流：AA類型、大野ダム下流：A類型）、棚野川（A類型）、高屋川（A類型）、上林川（A類型）において環境基準をほぼ満足している。

以上のように、本圏域の自然環境は良好な状態が保たれているところであり、今後の河川整備においても、これらの良好な自然環境が保持されるよう適正な措置を講じていくとともに、流域全体での取り組みが重要である。



由良川（南丹市美山町）



棚野川（南丹市美山町）

なお、ブルーギルやオオクチバスなどの外来生物も確認されていることから、今後も定期的に調査を行い、在来種への影響についても注視する必要がある。

1.3 河川整備計画の目標に関する事項

1.3.1 計画対象区間

本整備計画の対象区間は、由良川上流圏域にある府管理の一級河川の区間とする。

1.3.2 計画対象期間

本整備計画の対象期間は、変更から概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は、現時点（令和 7 年度）の圏域の社会状況、自然環境及び河道状況等を踏まえ作成するものであり、今後、これらの状況の変化や新たな知見等により適宜見直しを行う。

1.3.3 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標

圏域の府管理河川のうち、高屋川（畑川合流点下流区間）については、平成 19 年に策定された河川整備計画に基づき、畑川ダムの整備や高屋川及び畑川の河川整備を重点的に実施したことから、概ね 30 年に 1 回程度の規模の降雨による洪水に対応できる段階まで安全度が向上している。

高屋川（畑川合流点上流区間）については、令和 4 年 7 月豪雨の出水をはじめとする浸水被害が発生している高屋川、須知川、大朴川の浸水被害軽減を図るため、概ね 5 年に 1 回程度の規模の降雨による洪水に対応できるよう整備することとする。

これにより、高屋川流域で浸水被害が発生した令和 4 年 7 月豪雨による洪水と同規模の洪水による浸水被害を軽減することが可能となる。

圏域内のその他の河川についても、局部的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。

また、河川管理者が実施する従来の河川改修だけでは対応が困難であることから、流域のあらゆる関係者が、治水、利水、環境、利用のそれぞれの課題が相互に関連していることを理解し、情報や問題意識を共有しながら連携・協働していく必要がある。

そのため、今後は気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減及び早期復旧・復興のための対策を流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進し、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。

1.3.4 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

畑川については、概ね 10 年に 1 回程度の確率で発生すると想定される渇水時においても、生態系の維持やかんがい用水の取水などを総合的に勘案した正常流量の確保を図る。

圏域内その他河川については、現在良好な河川環境のもとに水利用がなされていることから、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に資するために継続的に水量等の観測を行うなど、今後とも適正な水利用が図られるよう努める。

新たな水需要が発生した場合は、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。さらに、渇水時における関係機関等の調整が速やかに図られるよう必要な情報の提供に努めるとともに、気候変動の影響による降雨量や除雪・融雪量、流況の変化の把握に努め、関係機関との共有を図る。

1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、現状の豊かな自然環境を保全することを基本とし、自然との共生を図る河川整備を行う。また、環境学習や自然体験活動の場として地域と連携しながら安全に利用できるような河川空間づくりについても今後も検討していく。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

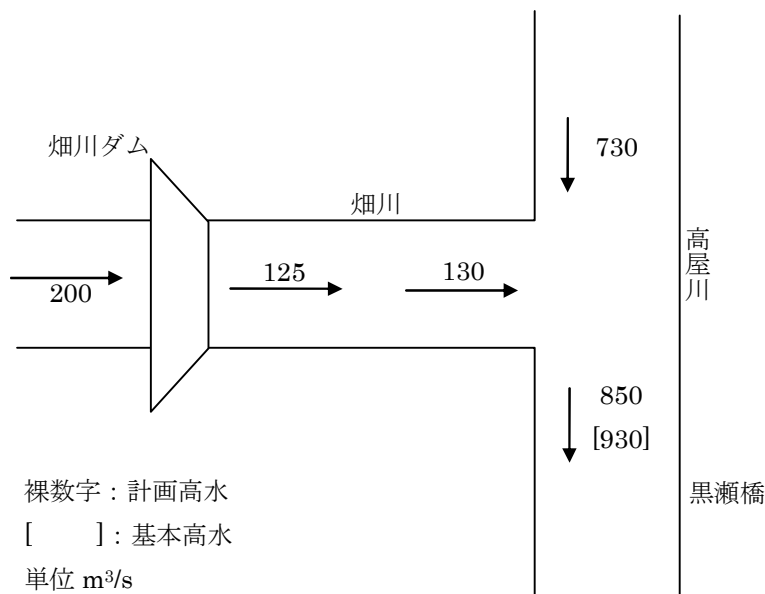
2.1 河川工事の目的、種類及び施工場所

2.1.1 高屋川（畑川合流点下流区間）、畑川及び畑川ダム（京丹波町下山）

高屋川（京丹波町下山）については、京丹波町の水道用水を確保するとともに、洪水を調節する畑川ダムを支川の畑川に建設し、両河川における掘削や築堤による河道拡幅とあわせて、概ね30年に1回程度の規模の降雨による洪水を安全に流下させることを目的とする。

あわせて、生態系の維持や既得かんがい用水の確保等の観点から、畑川において畑川ダム下流から高屋川合流点までの正常流量を確保する。

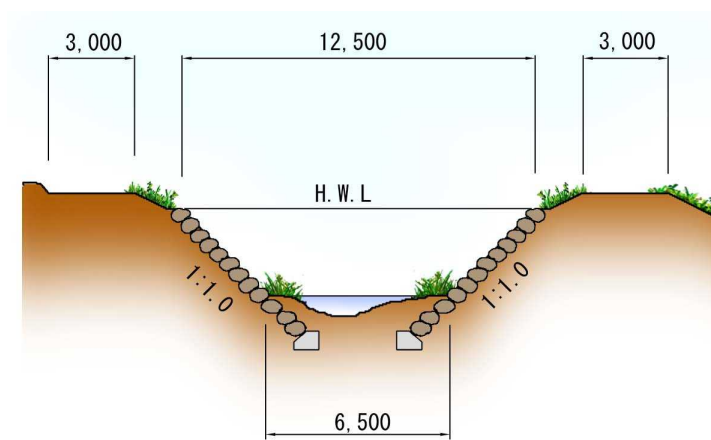
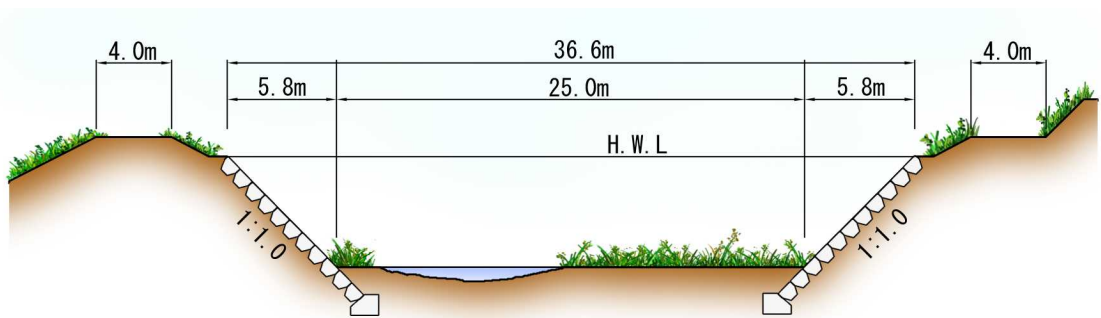
なお、事業実施にあたっては、周辺の動植物や河川環境への影響が考えられることから、学識者の意見も聞きながら、ダム建設等による自然環境への影響を把握するとともに、必要に応じて適切な保全対策を行う。



高屋川及び畑川計画流量配分図（京丹波町下山）

期間区分	畑川ダム地点
9月 1日～4月30日	0.114m³/s
5月 1日～5月10日	0.129m³/s
5月11日～8月20日	0.128m³/s
8月21日～8月31日	0.118m³/s

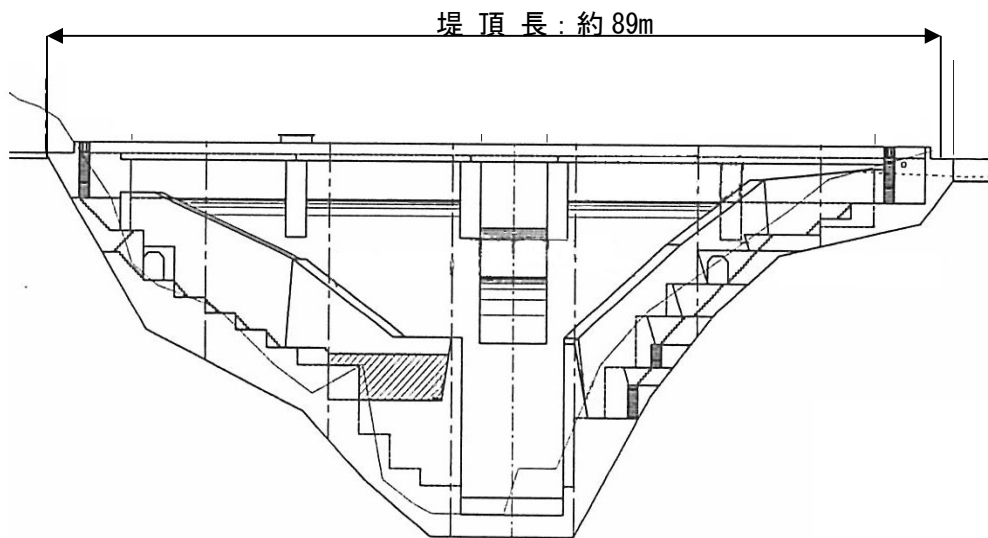
流水の正常な機能を維持するために必要な流量



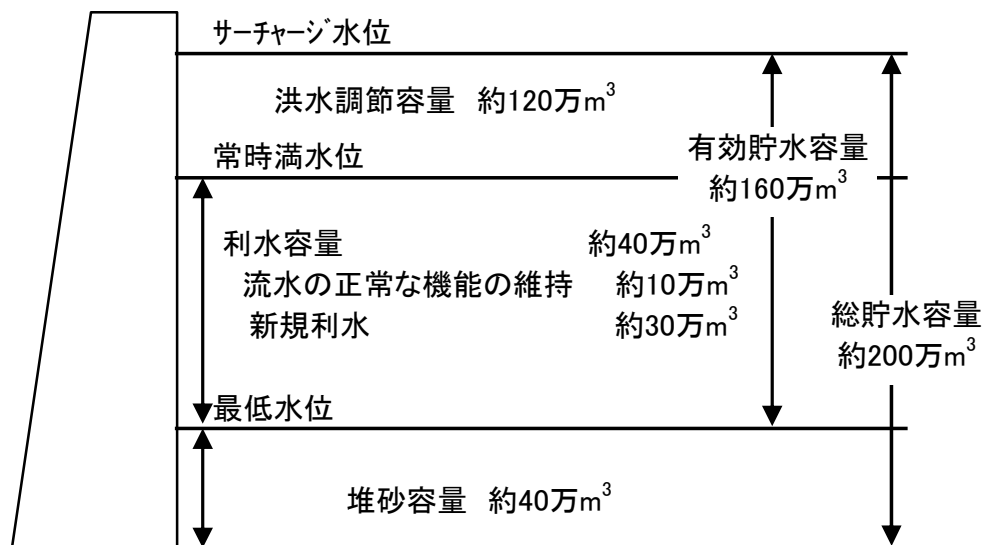
畑 川 ダ ム

ダム諸元

型 式：重力式コンクリート
ダム
流域面積：約 22km²
堤 高：約 34m
堤 頂 長：約 89m



ダム下流面図

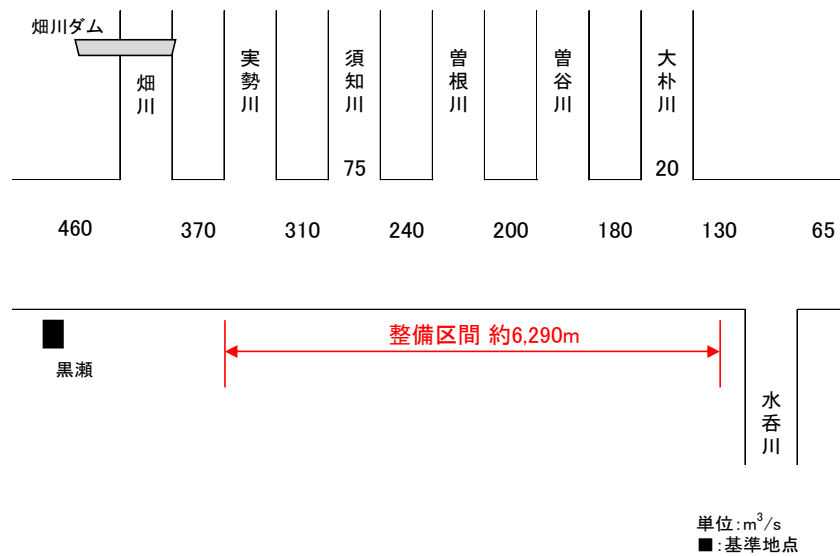


ダム貯水池容量配分図

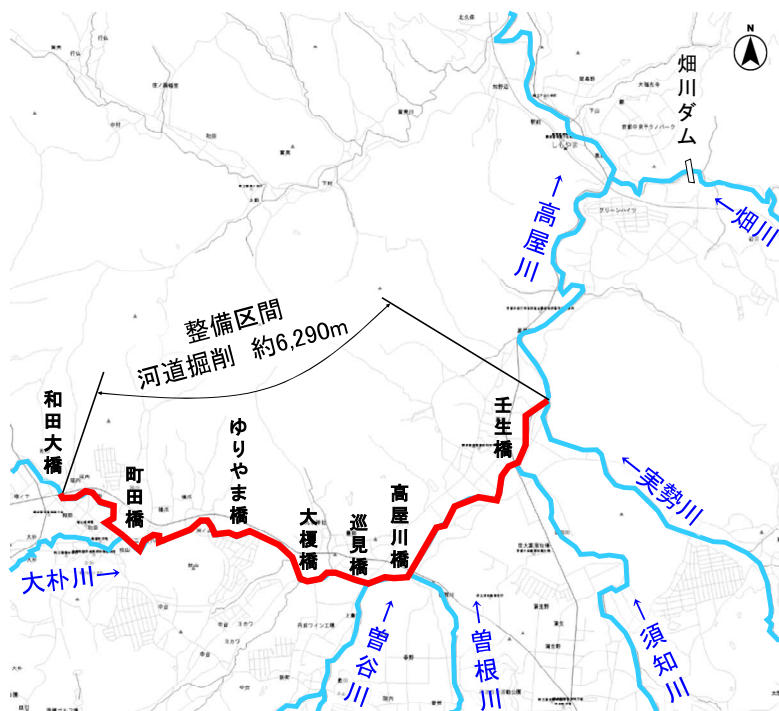
2.1.2 高屋川（畑川合流点上流区間）

高屋川（畑川合流点上流区間）については、「河川の流下能力」、「浸水被害の早期軽減」などを考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね5年に1回程度の降雨による洪水を安全に流下させることを目標に整備を実施する。

整備区間：実勢川合流点（9.0k）から和田大橋（15.29k）までの延長約 6,290m



高屋川（畑川合流点上流区間）流量配分図

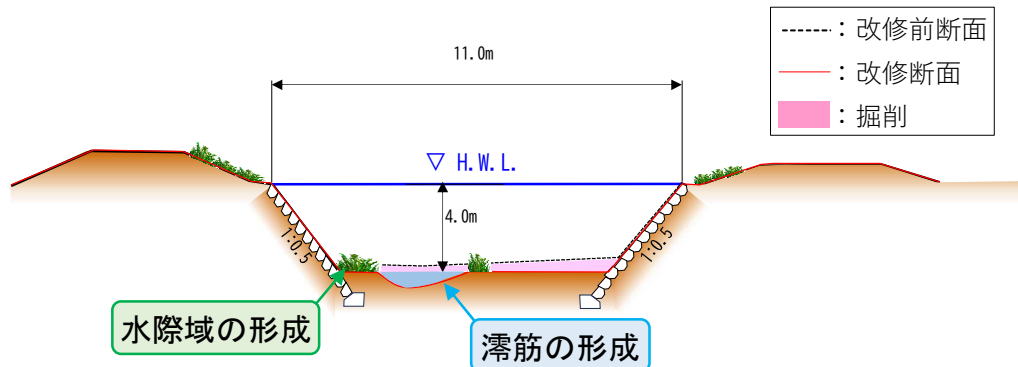


高屋川（畑川合流点上流区間）位置図

高屋川（畑川合流点上流区間）では、河道掘削、河道拡幅、築堤、護岸整備により河川の断面広げ、流下能力の向上を図る。

また、河道改修に伴い必要となる橋梁及び堰・落差工の改築等をあわせて実施する。

なお、整備にあたっては、河床の幅を広くとり、自然の営力による瀬や淵、みお筋などの形成を図り、護岸には景観や生物の成育に配慮したブロック等を使用し、河川に生息する生物の生育・繁殖環境の復元・創出に努める。

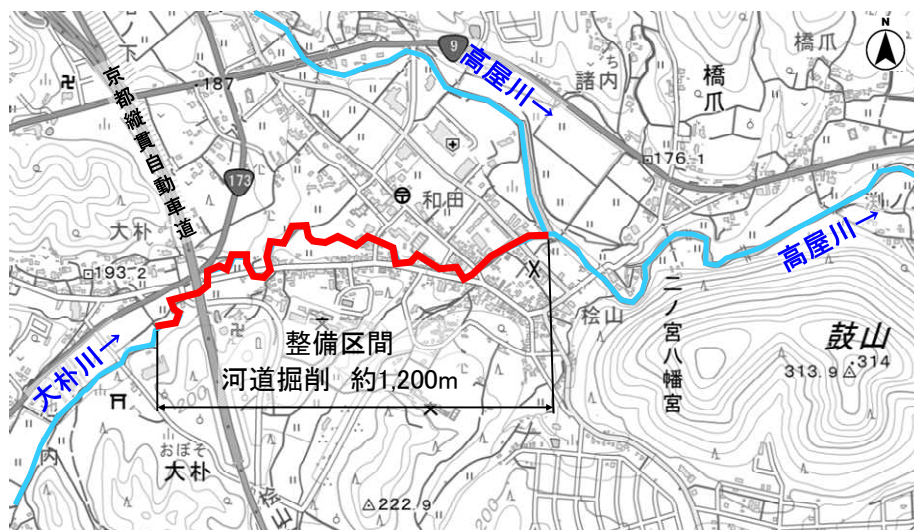


高屋川（畑川合流点上流区間）改修横断イメージ

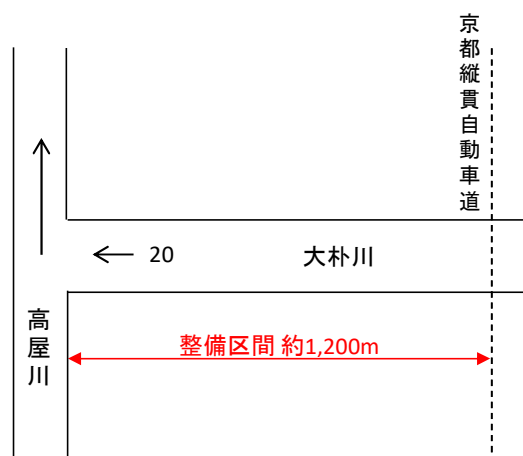
2.1.3 おほそかわ 大朴川

高屋川支川の大朴川については、「河川の流下能力」、「浸水被害の早期軽減」などを考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね5年に1回程度の規模の降雨による洪水を安全に流下させることを目標に整備を実施する。

整備区間：高屋川合流点（0.0k）から京都縦貫自動車道交差部上流（1.2k）までの延長
約 1,200m



大朴川位置図



大朴川流量配分図

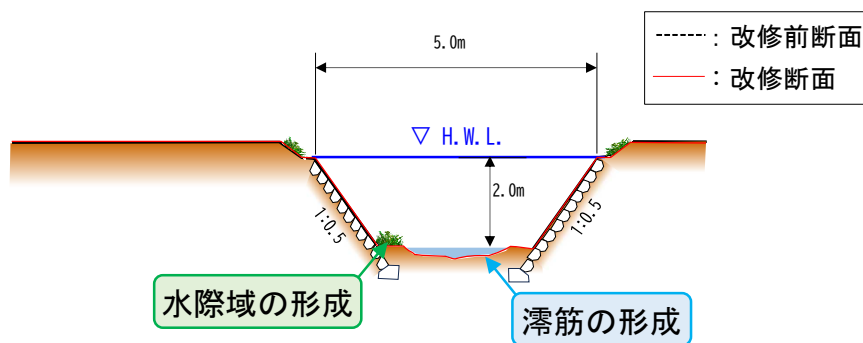
大朴川では、河道掘削、河道拡幅、築堤、護岸整備により河川の断面を広げるとともに、著しい湾曲河川を解消し、流下能力の向上を図る。

また、河道改修に伴い必要となる橋梁及び堰・落差工の改築等をあわせて実施する。

流下能力の確保には、旧瑞穂支所付近にある取水堰の撤去が必要になることから、整備に際しては、京丹波町と連携を図りながら実施するものとする。

なお、整備にあたっては、河床の幅を広くとり、自然の営力による瀬や淵、みお筋などの形成を図り、護岸には景観や生物の成育に配慮したブロック等を使用し、河川に生息する生物の生育・繁殖環境の復元・創出に努める。

また、河川を付け替える区間の河床について、現河川の水際の土を利用するなど水際植生の再繁茂の促進に努める。

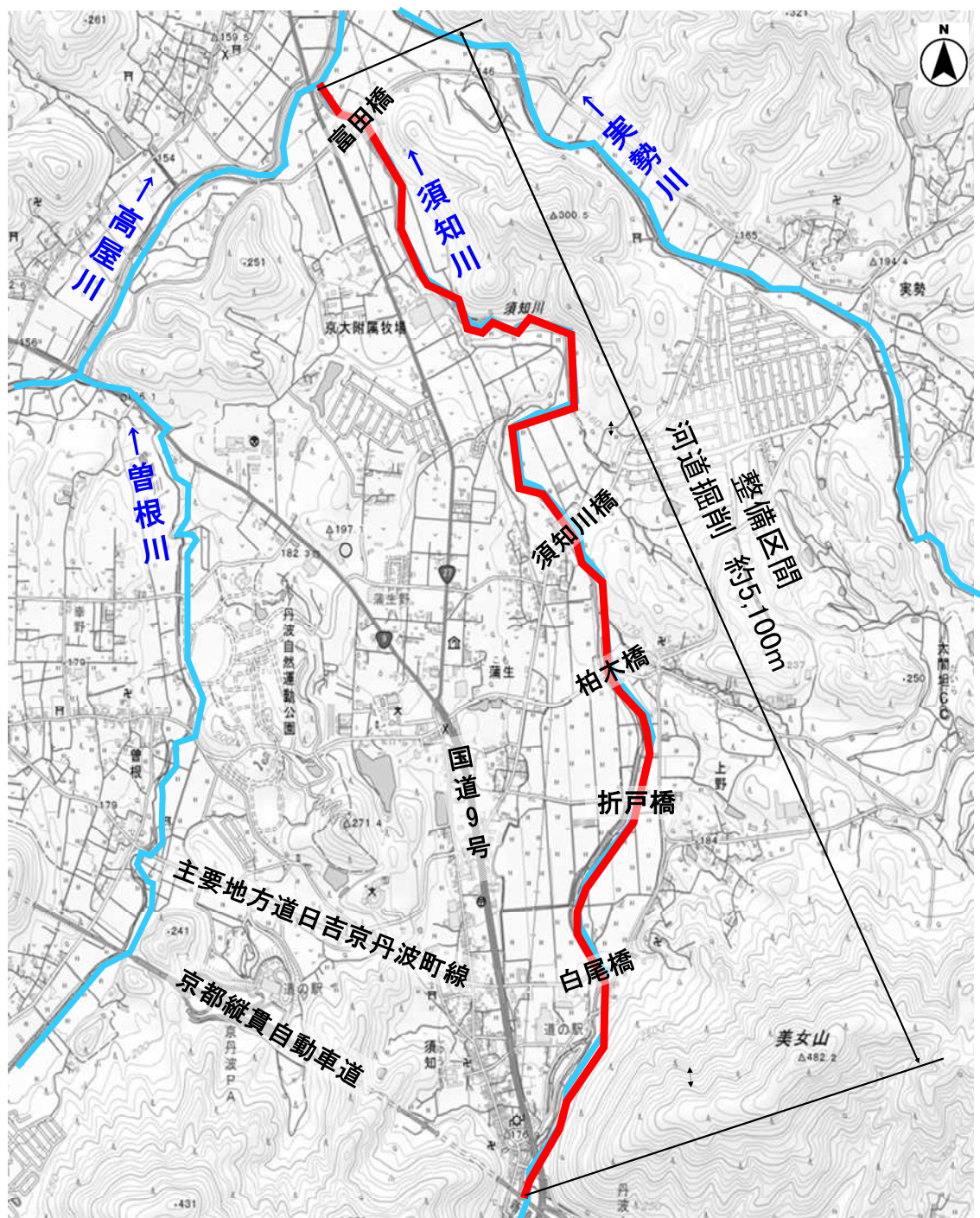


大朴川河川改修横断イメージ

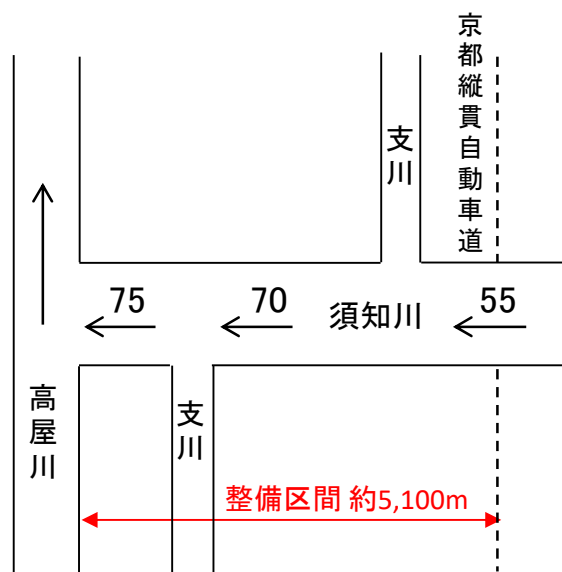
2.1.4 須知川

須知川については、大朴川と同様、「河川の流下能力」、「浸水被害の早期軽減」などを考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね5年に1回程度の規模の降雨による洪水を安全に流下させることを目標に整備を実施する。

整備区間：高屋川合流点(0.0k)から京都縦貫自動車道交差部(5.1k)までの延長約5,100m



須知川位置図

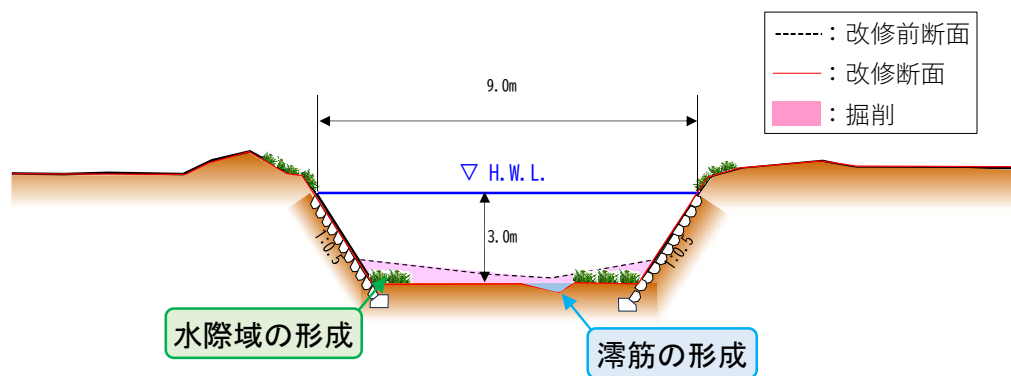


須知川流量配分図

須知川では、河道掘削、河道拡幅、築堤、護岸整備により河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。

また、河道改修に伴い必要となる橋梁及び堰・落差工の改築等をあわせて実施する。

なお、整備にあたっては、河床の幅を広くとり、自然の営力による瀬や淵、みお筋などの形成を図り、護岸には景観や生物の育成に配慮したブロック等を使用し、河川に生息する生物の生育・繁殖環境の復元・創出に努める。



須知川河川改修横断イメージ

2.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

2.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、治水、利水及び環境の観点から調和のとれ、機能を十分に発揮できるように努めるものとする。

特に、圏域内河川が持つ良好な自然環境の保全には十分に留意する。

2.2.2 河川の維持の種類、施工の場所

ア. 河川管理施設の維持管理について

洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や河川管理施設の点検を行い、危険箇所や老朽箇所の早期発見とその補修に努める。

大野ダム及び畑川ダム（完成後）については、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設の機能を良好に保つため、必要な計測及び点検等を行うことにより、適切な維持管理に努める。

イ. 流下能力の維持について

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害となる場合は、水際等の動植物の生息環境に配慮しつつ河床掘削を行い、河積の確保を行う。

ウ. 局所的な改良工事や災害復旧工事について

必要に応じて局所的な改良工事（上下流に比べ著しく流下能力が不足している区間や湾曲部における部分的な改修など）、さらには、洪水等による被災箇所の復旧工事を施工することにより、きめ細かな河川改修を行う。

エ. 自然環境調査について

河川環境の保全に活用するため、定期的に河川の自然環境調査を実施し、データの蓄積に努める。

オ. 流水の正常な機能の維持について

適正な河川管理を行うため雨量や水位の把握に努め、データ蓄積を行う。

また、渇水時には水利使用者が相互にその水利使用の調整に必要な協議を行う場合、当該協議が円滑に行われるよう、水利使用に必要な情報の提供に努める。

第3章 その他河川整備を行うために必要な事項

3.1 住民と連携した河川管理

本圏域を流れる河川は、多様な動植物が生息するなど豊かな自然環境に恵まれており、さらに沿川との調和した美しい景観が保たれている。

また、人々の川との関わりにおいても、いくつかの河川では地域住民を中心にホタルまつりや水辺まつりが開催され、さらに水質調査など美しい川を守り育てる取り組みも積極的に行われている。

本圏域の自然豊かで美しい河川を、地域住民の手で今後とも守り育んでいく取り組みが継続し、かつ、広がっていくことが重要であり、このため、圏域の各河川や沿川の豊かな自然環境などに関する様々な情報を共有化することで、地元自治体及び地域住民との連携を一層図っていく。

3.2 地元市町と一体的な防災対策の推進

本圏域では、過去の水害を契機として改修事業が進められてきたが、全体的には依然として疎通能力が低い河川が多く、近年の集中豪雨の発生状況をみると、ハード対策だけで対応することは困難である。このため、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する必要がある。このため、河川管理者、国、自治体、住民等、流域のあらゆる関係者が協働して気候変動により激甚化・頻発化する水災害から人命や地域を守るために、リスクコミュニケーションにより水災害に関する知見や情報を流域全体で共有し、あらゆる関係者の主体的な参画によって水災害に強い地域づくりを推進する等、危機管理体制の構築、強化を図る。



河川管理者・国・自治体が連携した意見交換の実施
(令和6年度 京丹波町流域治水意見交換会(国・府・町))

また、水位周知を行う高屋川、上林川、棚野川において、速やかな情報伝達を行い、市町による住民避難措置や水防活動の一層の支援を図っていくとともに、圏域内河川の危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した監視体制の充実を図るなど、洪水時の危険度を容易に把握し、住民の適切な避難判断、行動を支援できるように洪水情報等の収集及び提供を実施していく。

さらに、現在実施中の河川水位・降雨に関するリアルタイム情報や圏域内河川の浸水リスクの情報に加え、河川整備の整備効果等の情報発信を行うなど、あらゆる情報の伝達手段や内容の拡充・改善を行い、地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、関係市町と協力して、各種ハザードマップの普及や避難訓練等の実施を行うなど、住民の避難誘導体制の整備を推進していく。

3.3 流域治水の推進

近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化により、整備の途中段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、想定を上回る洪水や施設能力を上回る洪水が発生する恐れがある。

そのため、集水域と河川、氾濫域を含めた源流から河口までの流域全体のあらゆる関係者（国・府・市町・企業・住民等）が協働し、ハード・ソフト一体となった総合的・多層的な治水対策として被害を軽減させる「流域治水」に取り組む必要がある。

由良川水系では、令和2年8月に国・京都府・兵庫県・市町・外郭団体・企業からなる「由良川水系流域治水協議会」を設立し、河川管理者と流域内の関係者間でそれぞれの取組やその進捗状況について情報共有を行っており、流域内の関係者が実施している取組をとりまとめた「由良川水系流域治水プロジェクト」を令和3年3月に策定・公表した。

本プロジェクトに基づき、雨水貯留施設の整備等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を流域一体となって取り組んでいく。

また、京都府では、引き続き着実な河川整備を推進するとともに、治水効果の見える化・定量化及び浸水想定区域などのリスク情報を提供することにより、流域住民をはじめとした関係者に「流域治水」の深化を図り、自分事化してもらうことでより多くの関係者の参画に努めるとともに、防災・減災対策を推進する。



流域治水イメージ図

3.4 豊かな自然環境との触れあい

本圏域の河川は手つかずとも言える豊かな自然環境に恵まれており、このような河川との触れあいを通して、河川の機能や豊かさを実感でき、さらには川の優しさや恐ろしさ、あるいは自然の大切さなど多くのことを学ぶことができる。

このため、本圏域の河川では、豊かな自然に直接触れあうことができるフィールドとして利用され、さらに、未来を担う子ども達にとっても、河川が貴重な自然体験の場として一層積極的に活用されるよう、地域と連携しながら安全で豊かな水辺空間を守り育てることに努める。

3.5 由良川上流圏域の健全な水環境に向けての取り組み

由良川上流圏域の水量、水質の維持については、源流から河口に至るまでの水系全体の問題としてとらえ、啓発活動など流域住民や関係機関とより一層連携を図る。

また、近年山が荒廃し、流出した流木が橋梁などに滞留することによって、河積断面を阻害され、溢水する事例が見受けられる。そのため、今後は山地や森林の管理も流域治水対策の一環として捉え、森林の果たす水源かん養機能が十分保たれるよう、森林の管理、保全について関係機関等と連携を図っていくものとする。

一級河川 由良川水系

由良川下流圏域河川整備計画（変更）

中間案（変更原案）

令和7年9月

京 都 府

目 次

第1章 河川整備計画の目標に関する事項	1
1.1 圏域及び河川の概要	1
1.2 河川整備の現状と課題	4
1.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	4
1.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	8
1.2.3 河川環境に関する現状と課題	9
1.3 河川整備計画の目標に関する事項	10
1.3.1 計画対象区間	10
1.3.2 計画対象期間	10
1.3.3 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標	10
1.3.4 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標	11
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	11
第2章 河川整備の実施に関する事項	13
2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所	13
2.1.1 八戸地川	13
2.1.2 宮川	15
2.1.3 牧川	17
2.1.4 和久川	19
2.1.5 相長川	21
2.1.6 大谷川	23
2.1.7 大砂利川	25
2.1.8 榎原川	27
2.1.9 弘法川	29
2.1.10 法川	31
2.1.11 犀川	33
2.1.12 内水対策について	36
2.1.13 局所的な改良工事等について	38
2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	39
2.2.1 河川の維持の目的	39
2.2.2 河川の維持の種類、施行の場所	39
第3章 その他河川整備を行うために必要な事項	40
3.1 地域住民や自治体と連携した防災に関するソフト対策の推進	40
3.2 地域住民と連携した河川整備・河川管理の推進	40
3.3 豊かな自然環境及び文化的景観との触れあいと保全	40
3.4 由良川下流圏域の健全な水環境に向けた取り組み	41
3.5 流域治水の推進	41

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.1 圏域及び河川の概要

由良川はその源を京都、福井、滋賀の府県境付近の杉尾坂に発し、棚野川、高屋川、上林川をはじめとする支川を合わせながら東から西に流下し、福知山市において土師川と合流した後、大きく湾曲し流路を北東に変え、牧川、宮川を合流して舞鶴市と宮津市との市境において日本海に注ぐ、幹川流路延長 146km、流域面積 1,880km² の一級河川である。

由良川下流圏域（新綾部大橋から上流約 700m 地点から下流域）の由良川本川（直轄管理区間）の流路延長は 54km、流域面積は 897km² であり、由良川流域全体の約 5 割弱を占めている。圏域内には支川 84 河川があり、4 市 1 町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町）にまたがっている。

圏域の地形は約 6 割を山地が占め、福知山盆地部に発達した長田野、以久田野、味方平などの洪積台地や河岸段丘、扇状地など種々の地形がある。下流域では狭隘な平地を形成しており、その西岸には大江山（標高 833m）が突出している。福知山市夜久野町と兵庫県朝来市の境界にある宝山（別称・田倉山）は数十万年前に活動した京都府内唯一の火山で、裾野の夜久野ヶ原は宝山の噴火によってできた溶岩台地である。

圏域の代表的な地層は舞鶴帯と丹波帯（Ⅰ型地層群とⅡ型地層群）から成り、中部の一部に超丹波帯を含んでいる。丹波帯の地質は頁岩、砂岩、チャート、石灰岩及び玄武岩から成り、舞鶴帯の地質は泥岩、砂岩、玄武岩、チャート、礫岩及び石灰岩から成る。

植生は大江山や宮川沿い等にミズナラやブナなどの原生林があるが、その他はほとんどがスギ、ヒノキの人工林かアカマツ、コナラを主とする二次林で、由良川本川沿い及び支川下流部ではオギ・ヨシ・ツルヨシ・ヤナギ類群落が多く見られる。大江山周辺や宮川中上流にはシイやブナ等の特定植物群落に指定されている区域や京都の自然 200 選に選ばれている区域もあり、自然豊かで貴重な植生が残されている。

気候は日本海気候区に属し、年平均気温は 14～15℃であり、夏季は 26～28℃、冬季は氷点下になることはほとんどない。年平均降雨量は 1,500～2,100mm 程度で、圏域の南東部から北西部に移るにしたがって冬季に降雨量が大きくなる傾向がある。

圏域を構成する市町の人口は約 22 万人（令和 2 年時点）で、近年 30 年間に 8% 減少しているとともに、高齢化が進展し圏域の 3 人に 1 人が 65 歳以上である。また、産業別就業人口は第一次産業が約 5%、第二次産業が約 27%、第三次産業が約 68% となっており、第三次産業が年々増加している。

圏域の基幹産業は長田野工業団地、綾部工業団地等を中心とした機械金属関係等の多くの製造業が立地している。

圏域中央部の福知山周辺では古くから道路が整備され、日本海沿岸、山陰地方と京阪神方面をつなぐ交通の要所となっている。現在では国道 9 号、近畿自動車道敦賀線、京都縦

貫自動車道及び JR 山陰本線、福知山線、京都丹後鉄道などが通過している。

福知山市には明智光秀により拡張整備された福知山城があり、福知山市のシンボルとなっている。福知山市大江町には伊勢神宮の元宮といわれる皇大神社（元伊勢内宮）と豊受神社（元伊勢外宮）があり、天岩戸神社（岩戸山）とともに元伊勢三社として周辺の豊かな森林と合わせ、永い間信仰の対象とされてきた。また、圏域内には豊かな水の恵みを背景に縄文・弥生遺跡や古墳が多く残されており、なかでも私市円山古墳は京都府内最大の円墳で国の史跡に指定されている。

宮川上流部等は丹後天橋立大江山国定公園や京都の自然 200 選に選定されており、地域の象徴的存在として人々に親しまれている優れた自然環境を有する地域である。

また、雲原川上流部に位置する雲原砂防施設群は我が国の砂防計画の先駆けとして、平成 18 年 7 月に砂防施設としては初めて国の登録記念物に登録された。それを契機に地域の活性化に向けた様々な取り組みが行われている。

このような、圏域の優れた景観を有している地域では、平成 16 年 10 月台風 23 号の災害復旧工事等においても、自然環境や歴史的価値のある施設などと調和を図る河川工事を行っており、今後もこうした取り組みを進めることとしている。

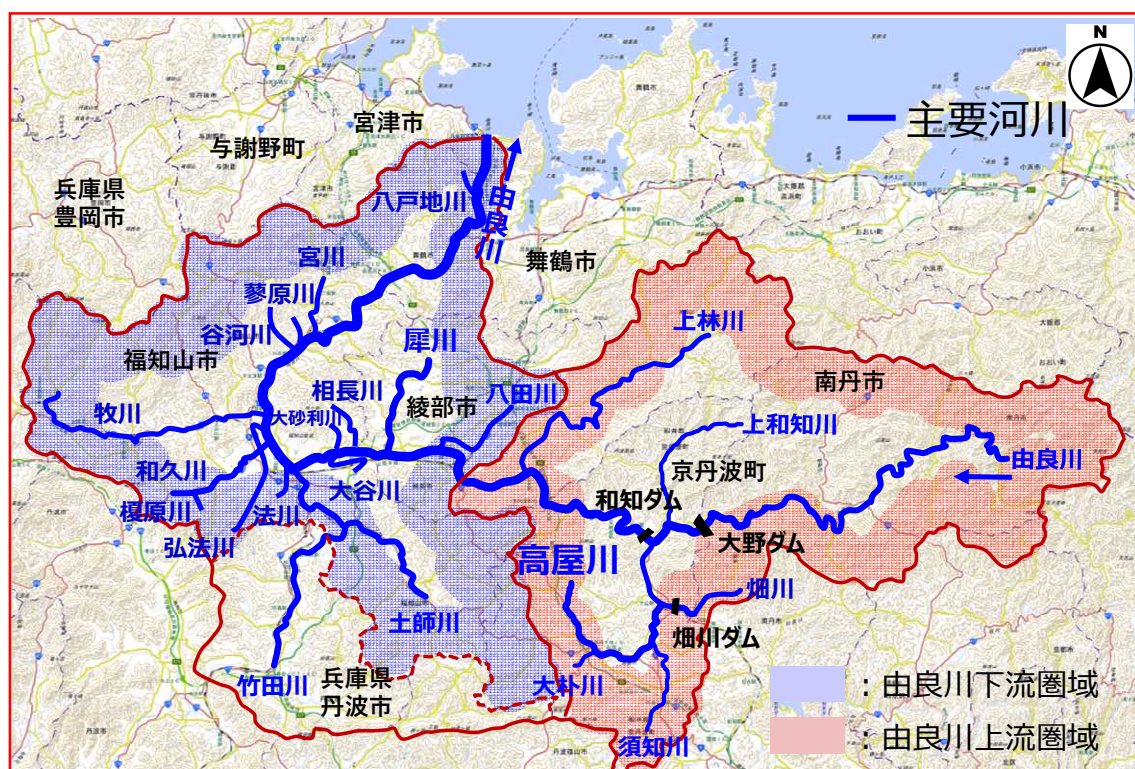


図 1-1 由良川下流圏域の位置図

表 1-1 由良川下流圏域河川整備計画対象河川一覧

	左右岸	支川			流域面積 (km ²)	流路延長 (m)
		一次支川	二次支川	三次支川		
1	左	大迫川			2.6	687
2	左	馳出川			0.5	700
3	左	和江谷川			2.5	1,123
4	右	土佐川			2.4	1,373
5	左	丸田川			1.5	1,365
6	左	八戸地川			6.1	3,687
7	右	真壁川			2.3	1,942
8	右	久田美川			12.7	4,798
9			池田川		5.0	2,485
10	左	岡田川			29.1	12,944
11			富室川		3.7	2,883
12			平川		5.5	3,255
13			下見谷川		4.8	3,198
14			長谷川		1.8	2,045
15	右	宇谷川			5.8	4,213
16	左	桧川			15.6	9,185
17			滝川		25.5	4,508
18	右	田中川			3.8	2,245
19	左	三河川			3.3	1,243
20	右	枯木川			2.3	1,371
21	左	宮川			66.7	9,395
22			雲原川		32.2	11,998
23			玉川		1.7	383
24			北原川		7.1	2,523
25	左	蓼原川			3.2	1,285
26	右	尾藤川			8.6	3,440
27	左	谷河川			2.7	2,335
28	右	在田川			6.1	2,849
29	左	花倉川			12.2	7,240
30	左	大呂川			13.0	6,340
31	左	牧川			156.9	29,060
32			佐々木川		24.3	8,693
33			宮垣川		3.4	1,738
34			千原川		10.5	4,437
35				深山川	2.5	1,095
36			畑川		24.8	6,435
37				小畑川	4.6	3,338
38			額田川		3.9	1,388
39			末川		5.3	2,118
40			東川		4.7	2,034
41			大油子川		3.3	1,853
42			直見川		17.0	6,348
43	左	和久川			58.7	11,698
44			鴨谷川		1.9	3,095
45			加津良川		3.0	1,657
46			榎原川		10.2	4,535
47			堺川		3.2	2,225
48	左	弘法川			11.1	6,227
49			弘法川放水路			424
50	左	法川			3.3	1,500
51	左	土師川			198.9	40,627
52			竹田川		12.5	2,000
53				大内川	7.2	3,027
54				田野川	4.2	3,065
55			平石川		4.7	2,483
56			寺尾川		8.5	4,690
57			川合川		34.1	10,068
58				台頭川	4.1	2,073
59			細見川		16.4	5,688
60				西松川	4.7	2,920
61			峠ヶ鼻川		2.6	2,905
62			友淵川		8.0	4,899
63			猪鼻川		9.8	3,409
64				加用川	1.8	1,315
65			奥山川		2.0	745
66			井尻川		14.9	7,356
67			東又川		4.0	2,556
68	右	大砂利川			1.8	1,906
69	左	大谷川			10.8	3,590
70	右	相長川			9.9	4,793
71	左	荒倉川			5.6	2,928
72	右	犀川			59.1	13,774
73			伊路屋川		7.4	3,360
74			西坂川		5.4	4,318
75			天野川		2.2	1,279
76			白道路川		2.1	2,333
77			向田川		8.3	4,567
78			西方川		6.1	4,203
79	左	安場川			7.2	4,503
80	右	八田川			42.0	11,403
81			小呂川		6.7	2,204
82			上八田川		11.1	2,921
83				大谷川	3.8	2,388
84	左	田野川			4.5	2,375
合計		34	42	8		

注) 支川を持つ河川の流域面積には、支川の流域面積も含まれています。

1.2 河川整備の現状と課題

1.2.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

(1) 治水事業の経緯

由良川本川の本格的な改修事業は戦後間もない昭和 22 年に直轄事業として着手され、綾部から福知山までの築堤・護岸工事を中心に進められた。

昭和 41 年に策定された工事实施基本計画では昭和 28 年 9 月の台風 13 号出水に鑑み、福知山地点での基本高水のピーク流量を $6,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、上流の大野ダム（昭和 36 年完成。現在、京都府で管理）により $900\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行うこととされた。これらの計画にもとづき、福知山や綾部など中流部においては築堤工事や河道掘削がすすめられるとともに、福知山市内の内水対策として、支川改修や排水機場の整備が順次行われた。また、下流部においては低水路部の拡幅掘削工事が行われるとともに、平成 2 年より輪中堤整備や宅地嵩上げを行う水防災対策が開始された。

現在、由良川水系河川整備基本方針（平成 11 年策定、令和 5 年変更）、由良川水系河川整備計画（平成 15 年策定、25 年変更）に基づき、由良川（直轄管理区間）では整備が進められているところである。

また、昭和 28 年と 34 年の 2 つの大きな洪水被害を契機に行われた和久川改修は和久川と弘法川を分離し、和久川については捷水路にて由良川に直接合流させ、弘法川については和久川下をサイホンにて横過させ、当時の和久川河道に導き荒河水門地点にて由良川に合流させるものとして、昭和 39 年着手、昭和 49 年に完成している。また、法川排水機場が昭和 48 年に着手し、平成 13 年に完成（排水容量 $12\text{m}^3/\text{s}$ 、直轄事業で施工）している。

一方、京都府が管理している河川については河川災害復旧事業や国の本川改修に合わせた河川改修事業を進めてきたところである。

由良川に流入する最大の支川である土師川は、昭和 58 年の洪水により、旧三和町および福知山市では、激甚な被害を受けた。そのため、災害復旧とあわせて改良工事を行える災害復旧助成事業によって、総延長約 49.4km の改修が昭和 58 年～62 年度の 5 箇年で進められ、昭和 63 年 3 月に完成した。工事は上下流の整合を図りつつ、保水遊水機能を確保しつつ、霞堤・不連続堤・山付堤を築き、河川の断面の拡大、護岸の整備を行い、流下能力の向上と洪水位の低下を図るものとした。同時に、橋梁・井堰・樋門等の諸施設の改築も実施した。

和久川、弘法川その他、牧川及び宮川などでは、国の本川改修に合わせ、河川法施行令第 2 条第 7 号の規定により由良川合流点から一定区間は国が、その上流は府が河川改修事業を行っている。

また、福知山市中心市街地においては、河川改修事業だけではなく、下水道事業にお

いて貯留管や貯留施設を整備し、市街地における浸水対策を進めている。

犀川では、昭和 27 年に策定した犀川河川改修全体計画に基づき整備を行い、平成 18 年に概成したが、橋梁等において一部流下能力が著しく不足している区間があり、引き続き整備を行う必要がある。

表 1-2 由良川本川における主な既往水害一覧

西暦	発生年月日	要因	総雨量	最高水位	最大流量	被害状況
			(mm)	(m)	(m ³ /s)	
1953	昭和28.9.25	台風13号	360.2	7.80	6,500	災害救助法適用、死者36人、行方不明者1人、負債者893人、家屋流出205戸、全壊1,178戸、半壊1,432戸、床上浸水5,307戸、床下浸水2,458戸
1959	昭和34.9.26	伊勢湾台風(15号)	247.6	7.10	4,384	災害救助法適用、死者2人、行方不明者1人、負債者28人、家屋流失24戸、全壊19戸、半壊214戸、床上浸水4,455戸、床下浸水2,450戸
1961	昭和36.10.28	台風26号	234.8	5.33	2,402	災害救助法適用、床上浸水767戸、床下浸水1,540戸、住宅被害176戸
1965	昭和40.9.17	秋雨前線 台風24号	473.6	5.41	2,833	家屋全壊4戸、半壊48戸、損壊327戸、床上浸水411戸、床下浸水1,534戸
1972	昭和47.9.16	台風20号	188.1	6.15	4,063	負傷者5人、家屋全壊4戸、半壊33戸、床上浸水527戸、床下浸水1,024戸
1982	昭和57.8.1	台風10号	188.3	5.45	3,636	床上浸水40戸、床下浸水65戸
1983	昭和58.9.28	台風10号	245.6	5.57	3,608	床上浸水23戸、床下浸水49戸
1990	平成2.9.20	台風19号	250.3	4.64	2,469	床下浸水62戸(非住家含む)
1995	平成7.5.12	低気圧	177.1	4.23	2,242	床上浸水1戸、床下浸水3戸
1998	平成10.9.22	台風7号	144.9	4.49	2,178	床下浸水5戸(内4戸は非住家)
1999	平成11.6.30	梅雨前線	121.5	4.57	2,203	床上浸水1戸、床下浸水1戸
2004	平成16.10.20	台風23号	288.7	7.55	5,285	災害救助法適用、死者5人、床上浸水1,251戸、床下浸水418戸
2013	平成25.9.15	台風18号	299.0	8.30	5,400	災害救助法適用、床上浸水1,157戸、床下浸水1,303戸
2014	平成26.8.16	平成26年8月豪雨	178.0	6.48	3,516	災害救助法適用、死者1人、床上浸水1,995戸、床下浸水2,430戸
2017	平成29.10.21	台風21号	245.6	7.39	4,270	災害救助法適用、床上浸水99戸、床下浸水104戸
2018	平成30.7.6	平成30年7月豪雨	380.5	6.52	3,574	災害救助法適用、床上浸水226戸、床下浸水337戸

出典：2004 年までは、国土交通省福知山河川国道事務所資料 HP(主要洪水記録)

2013 年以降は、国土交通省 HP(災害・防災情報)

水位・流量は福知山観測所、総雨量は流域平均雨量

（２）治水に関する現状と課題

近年に発生した平成 16 年 10 月台風 23 号の降雨は時間最大雨量 40～50 mm/hr 程度とそれほど大きくはないが、20 mm/hr 以上の雨が 5 時間以上続き、流域の広い由良川本川では計画高水に匹敵する洪水をもたらした。一方で、この洪水を流域の小さい府管理河川で評価すると、概ね 10 年から 30 年に 1 回程度の確率規模と推定されるが、圏域内の河川は全体的に整備率が低く、未整備区間の破堤や越水、由良川本川水位の上昇による内水氾濫により、民家や田畑の浸水被害が圏域全体で多数発生した。

このため、由良川下流部（直轄管理区間）では平成 16 年 10 月台風 23 号洪水により、甚大な被害を受けたことに鑑み、平成 16 年度から輪中堤、宅地嵩上げ、緊急避難路等を概ね 10 年間で行う由良川下流部緊急水防災対策事業を実施してきた。これらの事業が進められる中、平成 25 年 9 月の台風 18 号により、中流部の福知山地点では、平成 16 年 10 月台風 23 号洪水を上回る観測史上最大の水位を記録するなど、由良川本川の中流部の堤防や下流部の輪中堤等の未整備の箇所からの溢水により、甚大な浸水被害が発生した。このような甚大な被害の発生を受け、概ね 10 年間で、下流部の整備や中流部の連続堤の整備を推進する緊急治水対策が実施されている。

このように本川の整備が進められる中、府管理河川では、^{みやがわ}宮川、^{まきがわ}牧川の国庫補助事業による河川改修事業の他は災害復旧事業や府単独事業での河川改修の実施にとどまっている状況である。昭和 28 年、34 年、58 年の洪水等をはじめ、圏域では度重なる洪水による家屋浸水被害が発生しており、近年においても平成 16 年台風 23 号洪水により牧川、宮川で甚大な被害が発生したほか、局地的、集中的で激甚な豪雨であった平成 26 年 8 月豪雨により、弘法川及び法川で大規模な浸水被害が発生した。

また、平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨により、由良川沿川では甚大な浸水被害が発生し、内水氾濫による浸水被害が顕在化した。

さらに令和 5 年台風 7 号では、綾部市、福知山市、舞鶴市にまたがる地域で局地的な大雨により、河川の越水による浸水被害の発生や土石流による住宅の一部破損等の甚大な被害が発生した。

近年の大規模な浸水被害が発生している状況等に鑑み、圏域の河川の治水安全度を早急に高めることが求められているが、依然として圏域の河川の整備率は低く、改修を必要とする全区間について整備を行うことは予算的、時間的な制約もあり困難であるため、緊急性や実現性を踏まえ重点的かつ効率的に整備を進めていく必要がある。

また、局部的な改良や護岸の補修、堆積土砂の除去、河道内樹木の伐採等の維持管理により、現状の治水安全度を維持する必要がある。

さらに、温暖化による洪水の増大等も考えられることから、被害の軽減を目的として、水防活動や避難行動など、地域住民や各防災機関の自助・共助・公助に資する防

災情報の充実・提供・共有化に努めるとともに、水防訓練や防災教育を通じて、効果的に地域の防災力を高める取り組みを進めていく必要がある。

表 1-3 平成 16 年台風 23 号による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	被災家屋棟数(棟)			
		床下 浸水	床上 浸水	全壊 流失	合計
宮川	福知山市	12	16		28
牧川		33	21	2	56
直見川				1	1
和久川		10	10		20
堺川		1			1
相長川		1	2		3
大谷川		14	7		21
土師川	京丹波町	10	9		19
井尻川		7			7
犀川	綾部市	28			28
西方川		2	2		4
安場川		2			2

出典：水害統計

表 1-4 平成 26 年 8 月豪雨による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	被災家屋棟数(棟)			
		床下 浸水	床上 浸水	半壊	合計
榎原川	福知山市	22	10		32
弘法川	福知山市	767	580		1,347
相長川	福知山市	101	30		131
土師川	福知山市	164	97		261
尾藤川	福知山市	8	5		13
法川	福知山市	149	318		467
和久川	福知山市	13	1		14
蓼原川	福知山市	54	13		67
犀川	綾部市	14			14

出典：水害統計

表 1-5 平成 29 年台風 21 号による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	被災家屋棟数(棟)			
		床下 浸水	床上 浸水	半壊	合計
雲原川	福知山市	1			1
宮川	福知山市	9	10		19
枯木川	福知山市	51	6		57
在田川	福知山市	1	1		2
上林川	綾部市	19	7		26
相長川	福知山市	17	7		24
土師川	福知山市		1		1
八田川	綾部市	1			1
尾藤川	福知山市	9	6	3	18
牧川	福知山市	1			1
和久川	福知山市		1		1

出典：水害統計

表 1-6 平成 30 年 7 月豪雨による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	浸水家屋数(戸)		
		床下 浸水	床上 浸水	合計
大呂川	福知山市		1	1
大砂利川		1		1
谷河川		11	4	15
三河川			3	3
枯木川		12	10	22
田中川		1	1	2
蓼原川		10	31	41
土師川		48	56	104
弘法川		93	105	198
牧川		19	47	66
相長川		9	4	13
大谷川		13	4	17
法川			1	1
和久川		6	1	7
畑川		10		10
直見川		1		1
宮川		7	2	9
雲原川		4	2	6
在田川		0	2	2
尾藤川		3	8	11
犀川	綾部市	78	27	105

福知山市被害家屋調査結果、水害統計

表 1-7 令和 5 年台風 7 号による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	浸水家屋数(戸)		
		床下 浸水	床上 浸水	合計
犀川	綾部市	97	32	129
伊佐津川	綾部市	3		3

綾部市「8 月 14 日からの台風第 7 号の接近に伴う豪雨による被害等状況について(最終報)」報告書

1.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

由良川下流圏域は豊かな自然環境に恵まれており、山地部では川下りや魚つかみ大会等の活動が行われ、市街地部では地域住民の憩いの場としての親水性やホタル等の生息環境に配慮した川づくりが府民の積極的な参画・協働のもとで行われている。また、由良川本川では花火大会等の祭り、凧揚げ大会等河川空間を利用した様々なイベントが開催され、地域住民の憩いの場となっている。

水利用は耕作地としての土地利用が沿川で数多く見られ、灌漑用水が大半を占めており、近年水需要に大きな変化はない。過去に渇水による大きな被害の報告はなく、安定した水利用がなされている。

水質については、環境基準の A 類型を満足する状況で推移している。なお、圏域の環境基準の類型指定は、環境基準点の全てで A 類型の BOD 2mg/L 以下に指定されている。また、河川に生息する生物の状況から判断される生物学的水質階級（全国水生生物調査における水質階級、環境省）は、4 階級評価のうち上位 2 階級の評価となっている。

また、令和 5 年 8 月に犀川流域において、有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）が国の定める暫定指針値（50ng/L）を超過する値が検出されたため、発生源と推察される事業場については、水処理の改善を指導するとともに、継続的にモニタリングを実施している。

今後とも、山地部では豊かな自然環境を生かした活動や、環境学習、自然体験の場としての河川空間づくりに、市街地部では地域の憩いの場として親水性や安全性などに配慮した川づくりに努めるとともに、適正な水利用が図られるように、良好な水質、水量の保全に努める必要がある。



図 1-2 魚つかみ大会（雲原川）



図 1-3 サケ稚魚の放流（由良川）

1.2.3 河川環境に関する現状と課題

圏域の自然環境については国の特別天然記念物のオオサンショウウオ（府絶滅危惧種）をはじめ、アブラハヤ、チュウガタスジシマドジョウ（ともに府絶滅寸前種）、オヤニラミ（府絶滅危惧種）等の貴重な生物が確認されており、全国でも魚や植物等の種類が多い河川であり、生物の多様性を有する自然が豊かな環境である。

また、由良川はサケの遡上する河川であり、貴重な自然環境として地域の人々の誇りとなっている。

今後の河川整備に際してはこの豊かな自然環境に十分配慮するとともに、川本来の変化に富んだ水辺創出など、多様な生物が生息・生育する河川環境の保全に努める必要がある。また、堰や落差工により魚類等の縦断方向の連続性が損なわれている箇所については魚道整備等を必要に応じて検討する必要がある。

^{みやがわ}宮川上流部等は丹後天橋立大江山国定公園や京都の自然 200 選に選定されており、地域の象徴的存在として人々に親しまれている優れた自然環境である。また、^{くもはらがわ}雲原川上流部の砂防施設群は国の登録記念物にも登録され、景観に優れた地域であることから、河川改修に際しては周囲の景観に配慮した整備を行う必要がある。



オオサンショウウオ



アブラハヤ



スジシマドジョウ



オヤニラミ

図 1-4 圏域の貴重な生物

魚写真出典：東山憲行



図 1-5 周辺の景観にとけ込むえん堤
(雲原砂防施設群)

1.3 河川整備計画の目標に関する事項

1.3.1 計画対象区間

本整備計画の対象区間は由良川下流圏域にある府管理の一級河川の区間とする。

1.3.2 計画対象期間

本整備計画の対象期間は、変更から概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は現時点（令和 7 年度）の圏域の社会状況、自然環境及び河道状況等を踏まえ作成するものであり、今後これらの状況の変化や新たな知見等により適宜見直しを行う。

1.3.3 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標

圏域の整備計画の目標は、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目指すこととする。

しかし、圏域には改修を必要とする区間が多く残り、平成 16 年台風 23 号洪水でも圏域のほぼ全域において被害が発生し、平成 26 年 8 月豪雨においては局地的、集中的な被害が発生したが、それら全てについて直ちに被害軽減を図ることは予算的、時間的な制約があり困難であるため、本整備計画では、緊急性や実現性を踏まえ、重点的かつ効率的に整備を行うこととし、平成 16 年台風 23 号出水及び平成 26 年 8 月豪雨における民家浸水被害状況や、直轄事業との連携などを総合的に勘案し、八戸地川、宮川、牧川、和久川、相長川、大谷川、大砂利川、榎原川、弘法川、法川について、優先的かつ重点的に整備を行うこととする。このうち牧川及び榎原川以外の整備対象河川については平成 16 年台風 23 号洪水が概ね 10 年に 1 回程度発生する降雨規模（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/10（10%）程度である）で生ずる洪水に相当することから、整備目標を達成する上での降雨規模を 10 年に 1 回程度とする。

一方、牧川では平成 16 年台風 23 号洪水が概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨規模で生ずる洪水に相当することから、整備目標を達成する上での降雨規模を 30 年に 1 回程度とする。榎原川では下流の流下能力と整合を図り、かつ、平成 26 年 8 月豪雨による洪水規模を勘案して、整備目標を達成する上での降雨規模を 3 年に 1 回程度とする。これにより、八戸地川、宮川、牧川、和久川、相長川、大谷川、大砂利川では、平成 16 年台風 23 号洪水、榎原川では平成 26 年 8 月豪雨と同規模の洪水を安全に流下させることが可能となる。

平成 26 年 8 月豪雨では福知山市街地において大規模な内水氾濫が発生したことから、弘法川及び法川の流域において、国・府・市から成る「由良川流域（福知山市域）における総合的な治水対策協議会」の検討結果等を踏まえ、平成 26 年 8 月豪雨と同程度の降

雨が発生した場合での床上浸水被害の概ね解消を目指し、由良川本川の整備状況を踏まえつつ、関係機関と連携した一体的な対策を実施する。

平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨では、福知山市大江町河守・公庄地区において 2 年連続で大規模な内水被害が発生したことから、国・府・市から成る「由良川大規模内水対策部会」での検討結果等を踏まえ、平成 29 年台風 21 号と同程度の降雨が発生した場合での床上浸水被害の概ね解消を目指し、国・府・市が連携・協力した一体的な対策を実施する。

犀川では、平成 30 年 7 月豪雨及び令和 5 年台風 7 号の洪水により綾部市物部・志賀郷地区において浸水被害が発生したことから、浸水被害の早期効果発現を踏まえ、整備目標を達成する上での降雨規模を 10 年に 1 回程度とする。これにより、平成 30 年 7 月豪雨及び令和 5 年台風 7 号の洪水により家屋浸水被害の発生した地区の被害軽減を図ることが可能となる。

また、圏域内のその他の河川についても、局所的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。

さらに、河川管理者が実施する従来の河川改修だけでは対応が困難であることから、流域のあらゆる関係者が、治水、利水、環境、利用のそれぞれの課題が相互に関連していることを理解し、情報や問題意識を共有しながら連携・協働していく必要がある。

そのため、今後は気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減及び早期復旧・復興のための対策を流域全体行う治水対策「流域治水」を推進し、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。

1.3.4 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

由良川下流圏域では良好な河川環境のもとに利用がなされていることから、今後とも、豊かな自然環境のもと、様々な水辺空間の利用と適正な水利用が図られるように、良好な水質、水量の保全に努める。新たな水需要が発生した場合は、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。さらに、渇水時における関係機関等の調整が速やかに図られるよう必要な情報の提供に努めるとともに、気候変動の影響による降雨量や除雪・融雪量、流況の変化の把握に努め、関係機関との共有を図る。

また、環境学習や自然体験の場としての河川空間づくりに努める。

1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の保全に関しては川本来の変化に富んだ水辺の創出など多様な生物が生息・

生育する豊かな自然環境の保全・再生に配慮した河川整備を行う。また、堰や落差工により魚類等の縦断方向の連続性が損なわれている箇所については魚道整備等を必要に応じて検討し、河川工事の際には、魚類等生態系への影響を最小限に抑えるため、濁水の流下防止に努める。さらに、自然環境や歴史的価値のある施設等と調和を図り、周囲の景観に配慮した河川整備に努める。